

和歌山 I R 推進協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、和歌山 I R 推進協議会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）第 2 条に規定する特定複合観光施設（以下「I R」という。）の誘致を推進するとともに、その有用性を発信することを通じて県民理解を深めることを目的とする。

(取組)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の取組を行う。

- (1) I R 誘致を実現するために必要な助言・提案
- (2) I R 立地に伴う社会的懸念に対する方策の提案
- (3) 県民への I R に関する正確な情報の提供
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第 4 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 和歌山県、和歌山市及び和歌山商工会議所（以下「1号会員」という）
- (2) 別表に掲げる民間事業者（以下「2号会員」という）
- (3) 別表に掲げる学識経験者（以下「3号会員」という）

2 本会に会長を置き、会長は和歌山県企画部長の職にある者をもって充てる。

3 本会に副会長を置き、副会長は和歌山市市長公室長並びに和歌山商工会議所専務理事の職にある者をもって充てる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時は、会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会に会議を置き、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、1号会員で構成し、議長は会長が務める。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に1号会員以外の会員を出席させることができる。

(部会)

第 6 条 協議会に、特定の事項に関する企画、立案及び協議検討を行うため、部会を設けることができる。

2 部会は、2号及び3号会員のうち会長が指名する者で構成し、部会長は会長が任命する。

3 部会は、会長の命により事務局が招集する。

(オブザーバー)

第 7 条 オブザーバーは、必要に応じて会長が置き、本会に対し必要な助言を行う。

(守秘義務)

第 8 条 会員及びオブザーバーは、本会の活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務を処理するため、和歌山県企画総務課内に事務局を置く。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

(別表) 会員

2号会員	3号会員
株式会社紀陽銀行	近畿大学 新田 和宏 准教授
株式会社オークワ	
株式会社勝僖梅	
新中村化学工業株式会社	
株式会社淺川組	
株式会社南北	
きのくに信用金庫	
株式会社湊組	
わかやま農業協同組合	